

すてきな笑顔と花のまち

東神楽

1 2015
月号

NO. 604



特集

年頭のごあいさつ
健やかな笑顔あふれるまちづくり

あけまして

おめでとう

ございます



健やかな笑顔あふれるまちづくり——

年頭のごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。

町民の皆様には、ご家族お揃いで希望に満ちた輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素より町政に対し格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、2月に開催されたソチ冬季五輪での日本選手の活躍で、とりわけ本道選手の活躍には、本町で冬季スポーツを一生懸命頑張る子どもたちに夢と希望を与えたものと思います。4月には消費税率が17年ぶりに引き上げられ、国内総生産（GDP）がマイナス成長となるなど景気の回復が足踏みするという厳しい結果となりました。5月に日本創生会議が『人口減少』に関して、2040年に896市町村の女性が約5割減少するなど警笛を鳴らしました。少子高齢社会に向けて、引き続き、子育て支援対策など全力で取り組んでまいります。8月から9月にかけては、台風や土砂災害など大規模災害が頻繁に発生し、多数の犠牲者を出しました。災害の犠牲となられた多くの方々のご冥福とご遺族の皆様へ哀悼の意を表します。私たちは尊い生命と財産を守るため、迅速な判断と災害対策を常に推進していかねければなりません。9月には日本人3名の方がノーベル物理学賞を受賞される明るいニュースがありました。受賞者より『怖がらずチャレンジすること』と若い世代へ向けたメッセージが述べられました。本町も『東神楽町が常にリード』し、先進的なことにチャレンジするまちづくりの取り組みが重要と思います。また、昨年末の衆議院議員解散総選挙により、国政にも動きがでてまいります。今後、消費増税をはじめ、TPP（環太平洋経済連携協定）交渉問題、集団的自衛権行使容認の安全保障施策、エネルギー政策など、課題が山積しているところであります。

さて、昨年の農作物の作柄につきましては、雪解けは順調で、水稲は分けつも旺盛に進み収量・品質ともに期待を持っておりましたが、6月中旬、8月中旬の天候不順により、出来秋では生育不良が顕著になり、収量は平年を上回りましたが、品質面では残念な年となりました。今年度は、生産者のご努力が実を結び、豊穰の秋を迎えられるようお祈りいたします。



昨年、鹿児島県長島町との地域間交流『ながしまサマースクール』に、本町の小学校5・6年生27名が参加しました。ホームステイなどの貴重な経験は、子どもたちの豊かな人間性や社会性といった情操面に大きく寄与するものと思います。本年は長島町の子どもたちが来町する予定で、さらに、中学生を対象に台湾との国際交流事業を進めるなど、引き続き、青少年の健全育成事業に取り組んでまいります。また、昨年、文部科学省より『スーパー食育スクール』に道内で唯一、東神楽小学校が実践校の指定を受けました。健全な食習慣、生活習慣は体力や運動能力、学力の向上につながると考え、全町小中学校で『早寝・早起き・朝ごはん』を奨励し本年も進めてまいります。また、農林水産省の『学校給食地場食材利用拡大モデル事業』では、地場産食材の利用拡大や食の安全安心など、生産者や関係団体と協力して進めてまいります。

住環境の整備としては、『むじり野花都心』の宅地分譲が好調に進み、おかげさまで残すところあとわずかとなりました。これまで20年以上にわたり進めてきたむじり野宅地開発も一区切りを迎え、人口も1万人を超え、今も伸び続けております。さらに、ベストム隣地にはあらたな商業施設の工事が順調に進んでおり、本町の魅力が増し加わるなど大きな期待をしております。また、本町の生活基盤向上につながる大規模事業として、道道東川東神楽旭川線の道路拡幅事業をはじめ、地域高規格道路旭川東神楽道路について、引き続き北海道に要請を進めてまいります。また、石狩川河川上流旭川圏域河川整備計画として八千代川工区の早期実施の要請を加速させるなど、安全強化の向上に向けて進めてまいります。

昨年3月には『森のゆ花神楽』に研修ホールが完成し、140名収容可能な施設としてオープンいたしました。町内イベントなど幅広い活用に、重要な観光資源である花神楽の魅力のひとつとして多くの利用を期待しております。

本年もこうした取り組みの課題はございますが、これら主要施策に全力を傾注し取り組んでまいりますので、町民の皆様のお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、新しい年が活力に溢れ、町民の皆様の笑顔が輝く素晴らしい年になりますよう心から祈念申し上げます。新年のごあいさついたします。

特定健診 受診のすすめ

特定健診とは、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とし、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの該当者または予備軍を見つげるための検査です。

大雪地区広域連合における平成25年度の特定健診受診率は39.5%でした。平成24年度より3.9%上昇しましたが、平成25年度の目標受診率40%には届きませんでした。平成26年度は45%が目標値となっています。

平成25年度に初めて特定健診を受診された方で医療機関未受診者の方の状況を見るとLDL(悪玉)コレステロールと血圧に関して、すでに医療機関受診勧奨対象者が多くいました(図1)。

LDLコレステロールが多い状態が重症化すると動脈硬化を引き起こします。高血圧が重症化すると虚血

特定健診にかかるお問い合わせ
大雪地区広域連合 ☎82-3697
健康ふくし課健康グループ ☎83-5430

保険料にかかるお問い合わせ
健康ふくし課ふくしグループ ☎83-5403

表1) 第2期特定健康診査等実施計画 目標達成状況

	H25	H26	H27	H28	H29
目標値	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
受診率	39.5%				

表2) 平成25年度特定健康診査受診状況と医療機関受診状況

健診受診者		健診未受診者	
治療中	治療なし	治療中	治療なし
1,703人	590人	2,156人	1,411人

特定健診・医療機関受診データが無い場合、健康状態がわからない。

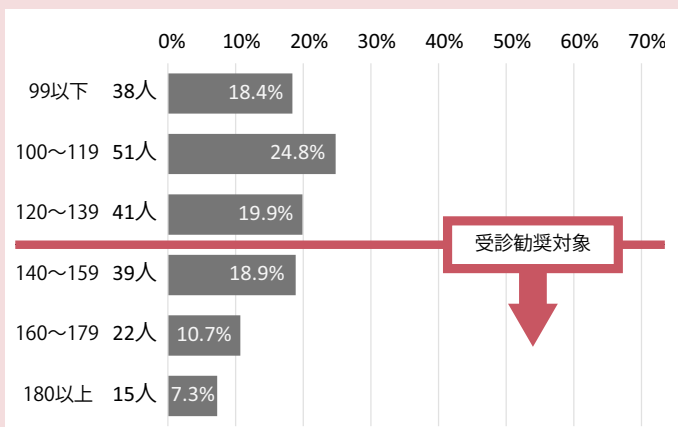
性心疾患(狭心症・心筋梗塞)や脳卒中を引き起こすリスクが出てきます。

日常生活に支障がない方の場合でも、生活習慣病が進行している場合があります。定期的に特定健診を利用して自身の健康状態の確認をお願いします。

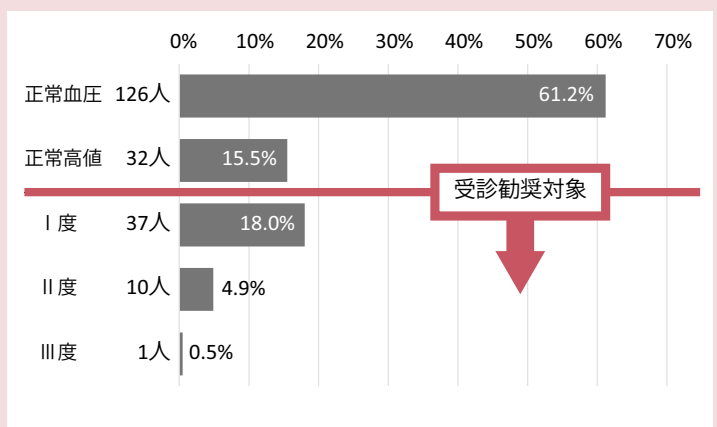
今年度の特定健診はお済みですか?
特定健診を受けて
健康状態を確認しましょう!

図1) 平成25年度新規受診者の状況

■ LDLコレステロール



■ 血圧



後期高齢者医療制度のお知らせ

高額介護合算療養費および医療費通知について

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。なお、手続きには健康ふくし課③番窓口への申請が必要となります。

- ▶後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ▶支給額が500円以下の場合には支給されません。

◆自己負担限度額表【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
1割	一 般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、大雪地区広域連合または健康ふくし課ふくしグループまでお申し出ください。

■医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、発行をご希望される方を対象に、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。次回の発行は平成27年3月（平成26年7～12月分）に行います。

■新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または大雪地区広域連合または健康ふくし課ふくしグループへご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

▶すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。

▶この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。

※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

大雪地区広域連合

☎82-3697

東神楽町健康ふくし課ふくしグループ

☎83-5403

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階

☎011-290-5601

医療費助成

を行っています

◆お問い合わせ先◆
健康ふくし課ふくしグループ
☎83-5403

町では、福祉の向上と健康の増進を図るため、中学校修了前までの子ども、重度の障がいをお持ちの方、ひとり親家庭に対して医療費の助成を行っています。

助成対象の方

次のいずれかに該当する方が助成の対象となります。

ただし、『生活保護を受けている方』や『重度障がいをお持ちの方で後期高齢者医療制度に加入されていない65歳以上の方』は対象から除かれます。

- ① 中学校修了前までの子ども
- ② ひとり親家庭で子が18歳未満もしくは20歳までの学生とその保護者
- ③ 身体障害者手帳を所持し、等級が『1級』または『2級』である方
- ④ 身体障害者手帳を所持し、内臓障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機

能障がい）の等級が『3級』である方

⑤ 精神保健手帳を所持し、等級が『1級』である方

⑥ 知的障がいのある方で療育手帳を所持し判定が『A』である方、もしくは診断により重度と判定（診断）された方

助成対象の医療

助成対象となる医療は、健康保険が適用される医療で、上記『助成対象の方』に記載している①～⑥の方で内容は異なります。

また、①～⑥の複数に該当する方は、いずれか有利な方で助成を行います。

(1) 『①』、『②の子』、『③』、『④』、『⑥』に該当の方

↓入院、通院、指定訪問看護を助成

(2) 『②の保護者』に該当の方

↓入院、指定訪問看護を助成

(3) 『⑤』に該当の方

↓通院を助成

事前に申請手続きが必要

助成を受ける場合には、事前に申請手続きを行い受給資格を取得する必要があります。

また、すでに受給資格を取得している方も、健康保険や住所などの登録内容に変更があった場合には、変更手続きが必要です。

【手続きに必要な書類等】

■健康保険証

■印鑑

■身体障害者手帳（③、④に該当）

■精神保健手帳（⑤に該当）

■療育手帳（⑥に該当）

病院での自己負担

受給資格を取得した場合、受給者証が交付されます。

受給者証は健康保険証と一緒に病院などの窓口へ提示してください。提示することにより支払う自己負担は、一般的に該当する次のいずれかとなります。

(1) 住民税が課税されている世帯の方

↓1割負担（月上限：外来1万2000円、入院4万4000円）

(2) 住民税が課税されていない世帯の方

↓初診時一部負担金（※）
↓中学校修了前までの子ども
↓無料

※初診時に限り、医科の場合には580円、歯科の場合には510円、柔道整復受療の場合は270円の支払いがあります。

病院などで医療費の事前支払が必要な場合

次の場合は、いったん病院などで医療費をお支払いいただくこととなります。

なお、払い戻し手続きをすれば、後日払い戻しが受けられます。

【重度心身障がい・ひとり親家庭・子ども共通】

・北海道外の医療機関を受診したとき

・受給者証を忘れたとき

【子どものみ】

・医科、歯科、調剤以外の医療機関（例：東神楽町と協定を締結していない柔道整復師による施術、指定訪問介護など）を受診したとき

【払い戻し手続きに必要な書類等】

■受給者証

■領収書（明細のわかるもの）

■健康保険証

■印鑑

■金融機関の通帳



- ・子ども
- ・ひとり親家庭
- ・重度心身障がい者

限度額適用（標準負担額減額） 認定証の更新について

次に示す認定証について、更新となります。1月から病院にかかる際は、送付しました新しい認定証を医療機関の窓口へ提示してください。（認定証は被保険者証とセットでご使用ください）なお、既にお持ちの認定証は12月末日の有効期限後に破棄してください。

※有効期限は平成27年7月31日になります。

※70歳以上で②をお持ちの方は、現在お持ちの認定証を引き続き平成27年7月31日までお使いいただけます（今回更新はありません）。

※70歳未満で現在①も②もお持ちでない方が新しく申請される場合には、手続きが必要です。詳しくは健康ふくし課までお問い合わせください。

■更新となる理由
平成27年1月より高額療養費の自己負担限度額の区分が細分化されるためです。

■お問い合わせ
大雪地区広域連合
国民健康保険対策室
東神楽町健康ふくし課
☎82-3697
☎83-5403

空家情報募集中!!

町に移住を希望する方に対し情報提供を行いますので、町民の皆さんから、移住を希望される方への空き家などの情報を募集します。

移住・定住に関するお問い合わせは、まちづくり推進課（☎83-2113）まで

■1月に更新する限度額適用（標準負担額減額）認定証など

国民健康保険加入者 (70歳未満)	①国民健康保険限度額適用認定証	
	対象	住民税が課税の世帯 (有効期限が平成26年12月31日の認定証をお持ちの方)
	内容	医療機関での窓口負担額の引き下げ（限度額の適用）
	交付	該当者に郵送します。（手続きは必要ありません）
	②国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	
	対象	国保加入者全員が住民税非課税の世帯 (有効期限が平成26年12月31日の認定証をお持ちの方)
内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ（限度額の適用） ・入院した際の食事負担額の軽減	
交付	該当者に郵送します。（手続きは必要ありません）	

■平成26年12月31日まで

区分	限度額 (3回目まで)	限度額 (4回目以降)
A. 上位所得者	150,000円	83,400円
	※医療費が500,000円を超えた場合 150,000円 + (医療費の総額 - 500,000円) × 1%	
B. 一般	80,100円	44,400円
	※医療費が267,000円を超えた場合 80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1%	
C. 住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

■平成27年1月1日から

区分	限度額 (3回目まで)	限度額 (4回目以降)
ア. 上位所得者1	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ. 上位所得者2	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ. 一般1	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ. 一般2	57,600円	44,400円
オ. 住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

地区別まちづくり計画 お詫びと訂正について

広報9月号と合わせて配布しました『東神楽町地区別まちづくり計画書』の掲載内容の一部に誤りがありました。訂正してお詫びいたします。今月の広報と一緒に修正箇所貼るシールを配布しておりますので、お手数ですが該当部分に貼り付けをお願いします。



政治家の寄付は禁止、 有権者が求めることも 禁止されています。

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。

また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。

次の①～④まで、および⑥の項目によって処罰されると、選挙への立候補や投票などの公民権が停止されることがあります。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

①政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

■政党その他の政治団体や親族に對するものおよび政治教育集会に關する必要やむを得ない実費の補償は、禁止の対象から除かれます（政治教育集会に關する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となりません）。

■政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典は違法ですが、罰則の対象からは除かれています（選挙に関してなされた場合や、通常一般の社交程度を超えている場合は処罰されます）。

②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義

の寄附を要求することも禁止されており、威迫して求めるも処罰されます。

③政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に關して寄附をすると処罰されます。

■政党その他の政治団体またはその支部に對するものは除かれます。

④後援団体の寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が選挙区内にある者に対して、花輪・供花・香典・祝儀やこれらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に關する寄附以外の寄附をする

と、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

⑤年賀状などのあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含む）を出すことは禁止されています。

⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。



みんなで徹底

3ない運動

贈らない！

求めない！

受け取らない！

～ご協力をお願い～

快適な冬道を確保するために

◆問い合わせ◆
建設水道課建設グループ
☎ 83-5414

除雪作業は、通勤・通学に影響の少ない午前7時を目安に完了するように行っています。そのため、雪の降り始めが朝方になった場合など午前7時までに作業を完了できない場合には、安全を期するため翌朝に除雪作業を行いますのでご理解をお願いします。また、次のことについてご協力をお願いします。

【道路への雪出しは

やめてください】

家庭の雪を道路に出すと、道路幅が狭くなったり、路面がでこぼこになるなど通行に支障を来すため、道路への雪出しはやめてください。また、交差点付近に雪を積むと見通しが悪くなるため、交差点付近には雪を積まないでください。

【路上駐車はやめてください】

路上に車両があると除雪作業が大幅に遅れ、予定時間までに作業を完了することができなくなるため、路上駐車はやめてください。

【水路や田畑に

雪を捨てないでください】

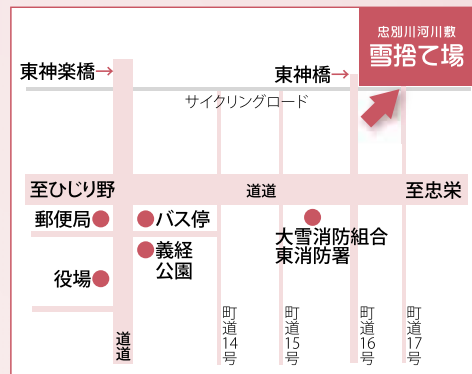
春先の農作業等に影響を及ぼすため、水路や田畑等に雪を捨てないでください。

【町の雪捨て場を

ご利用ください】

町道17号忠別川河川敷に雪捨て場を設けています。各家庭の敷地内で処理できないなどの場

合は、町の雪捨て場をご利用ください。



また、こちらの雪捨て場については近年、町外の雪が多く持ち込まれている現状があり、町の排雪作業に支障が出ています。そのため雪捨て場の利用時間を午前8時～午後6時とし、また、町外からの雪の持ち込みを禁止することとしました。利用時間外については、閉鎖しているため雪の持ち込みはできませんので、ご注意ください。

雪捨て場利用について

東神楽町専用につき
午前8時～午後6時以外は閉鎖します。
町外からの持ち込みを禁止します。

雪捨て場出入口に看板が設置されます

暴風雪などによる被害防止について

毎年、非常に発達した低気圧による暴風雪が、全道各地を襲っています。気象情報に注意し、暴風雪や大雪が予想される時は、なるべく外出を避けましょう。吹雪などのときに外出する場合は、できるだけ公共交通機関を利用するようにし、やむを得ず自動車を使用する場合は、見通しが悪かったり、吹き溜まりの発生なども予想されますので、次の点に注意しましょう。

～やむを得ず自動車で外出するときは～

パソコンや携帯電話で道路情報を取得出来ますが、地域によっては携帯電話の電波の不感地帯もあるため、事前に道路状況を調べ、道路状況に応じた無理のない運転を心掛けましょう。

- ・日本道路交通情報センター (<http://www.jartic.or.jp> (パソコン版)、☎: 0570-011011 または 携帯短縮ダイヤル: #8011)
- ・北海道地区道路情報 (<http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/m/> (携帯版)) ・北の道ナビ (<http://northern-road.jp/navi/> (パソコン版))

■冬期間は地域により天気が急変し自動車が立ち往生する可能性がありますので、防寒着、長靴、手袋、スコップ、牽引ロープなどを車に用意するとともに、十分に燃料があることを確認して出掛けましょう。また、万一に備えて、飲料水や非常食も用意しておくとう安心です。

■地吹雪などにより、運転をしていて危険を感じたら、無理をせずに道の駅やコンビニエンスストア、ガソリンスタンドなどで天気の回復を待ちましょう。

～もしも吹雪で自動車が動けなくなったときは～

■大雪や吹きだまりなどで自動車が立ち往生した時は、道路緊急ダイヤルやJAFなどのロードサービス、近くの人家などに必ず救助を依頼してください。また、ハザードランプを点灯したり停止表示板を置くなど、車が目立つようにしてください。

- ・道路緊急ダイヤル (#9910) ・JAFロードサービス (短縮ダイヤル: #8139)

■避難できる場所や救助を求められる人家がない場合は、消防(119番)や警察(110番)に連絡してください。また、防寒などでやむを得ずエンジンをかける時は、自動車のマフラーが雪に埋まって排気ガスが車内に逆流し、一酸化炭素中毒を起こさないように定期的に除雪し、窓を少し開けて換気を行うなどして、車の中で救助に備えてください。



1

「こにしかないものづくりをしたい」。そう話すのは、優れたデザインと高い技術力が評価されている(株)匠工芸代表取締役の桑原義彦さん。

紋別市出身の桑原さんは、中学校を卒業後、北見高等職業訓練校の木工科に進学。そこで家具づくりに出会い基礎を学びました。「当時、勉強が苦手だった私に学校の先生が選択肢の一つとして教えてくれました。叔父に宮大工がいたのでカンナやノミが身近だったこともあり木工科を選びました」。

職業訓練校を卒業後、旭川のオーダーメイド家具会社に就職した桑原さん。当時の社長の計らいで事業内訓練校に通わせてもらい学んだことが現在まで生きています。「事業内訓練校では家具づくりの理論を中心に毎日3時間勉強しました。そこで今も尊敬する木工の先生に出会い、その先生が技能五輪の存在を教えてくださいました」。

20歳で出場した技能五輪家具部門に出場した桑原さんは、地方予選・全道大会を勝ち抜き全国大会に出場し、銀メダルを獲得。次年度の技能五輪では、再度、地方予選からチャレンジし全国大会で金メダルを獲得。さらに、スペインのマドリッドで開催された国際技能五輪世界大会に出場し銀メダルの栄誉に輝きました。「ライバルとなる同世代の職人が多く勝ち抜くのは本当に大変ですが、務めていた会社や訓練校の先生の助言などもありスペインへ行くことができました」と桑原さんは当時を振り返ります。

国際技能五輪は、初めて海外へ

渡った桑原さんにとつて見るものすべてが刺激となり忘れることのできない経験となったそうです。「世界大会の開催地となったマドリッドの他にも、家具組合の皆さんのご厚意でフランスやドイツなど近隣諸国やモスクワなど多くの国を視察する機会をいただきました。本当に感謝しています」と桑原さんは話します。

平成5年に旭川市から東神楽町南1番通24番地に移転した匠工芸。「この場所に来ることができたのは、地域の皆さん、町、JAの協力があってのこと。環境が本当に理想的で、ものづくり打ち込める場所です」。

現在も隔年で行われている技能五輪。旭川家具では、全国に数多ある家具の産地を抑え、ここ10年間で開催された5大会すべての家具部門で旭川家具の選手が世界大会に出場しています。「旭川家具には、家具組合、家具会社、行政など関係者が一丸となつて若手を育てていこうという風土があります」と桑原さんは胸を張つて語ります。

そういった桑原さんの長年の技術者としての高いスキルと志が認められ、昨年の褒章において黄綬褒章が贈られました。「私はおかげさまで人のできない経験を多くさせてもらいました。私も若い人たちにそういった経験をさせてあげたい。そのため支援をしたい。今回の褒章はそういった想いに対していただけたものだと思います」。

桑原さんは旭川家具の未来を見据えながら、今日も旭川家具の将来を背負って立つ若手の指導・育成に励んでいます。

INTERVIEW

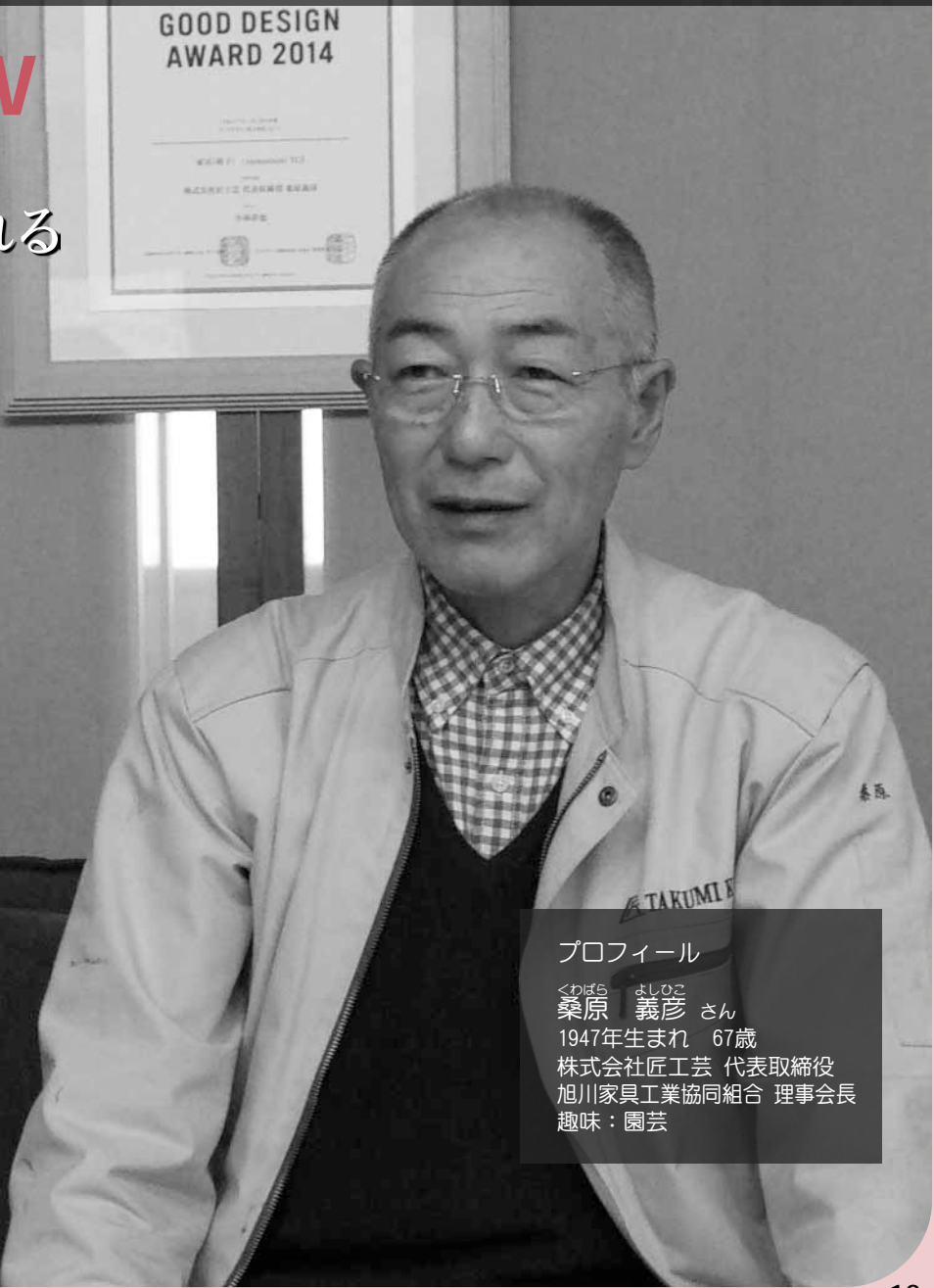
今月の花咲く話題

本物は必ず認められる



× TAKUMI
KONCENT
デザイン雑貨のショップ

匠工芸1Fはユニークなデザイン雑貨で注目の「アッシュコンセプト」のショップがあります。道内随一の約350品目がラインナップ！是非ご来店ください。



プロフィール
くわばら よしひこ
桑原 義彦 さん
1947年生まれ 67歳
株式会社匠工芸 代表取締役
旭川家具工業協同組合 理事会長
趣味：園芸



肥満・糖尿病に対する外科治療



＋高度肥満に対する外科治療

肥満は糖尿病・高血圧・脂質異常症などの生活習慣病や動脈硬化に直結し、重大な健康問題として認識されています。世界で肥満人口は増え続けています。高度肥満（BMI 35 kg/m²患者）に対する食事制限・運動療法などの内科治療は長期的にみると不成功に終わることが多く、近年世界中で外科治療が行われてきています（年間40万件以上）。日本でも平成26年4月から外科治療が公的医療保険の対象になりました。

＋肥満外科治療の種類と効果

肥満患者に対する外科治療として世界的に主に行われているのは腹腔鏡下手術で、摂食量の制限を目的としたものと消化吸収能力の抑制を目的

としたものに分けられます（図1）。いずれの手術も内科治療と比較して高い減量効果（30〜45kg減）が得られること、そしてその減量効果が15年以上継続することが既に示されています。また、いろいろな生活習慣病が高率に劇的な改善または完治することが無作為化比較試験からも示されており、さらには複数のコホート研究のメタ解析結果では心血管疾患などによる死亡率が同手術を通じて45%減少しました。

＋糖尿病に対する外科治療の効果

肥満外科治療は糖尿病に対する効果が特に高いことがよく知られています。特にバイパスを伴う手術では、術前血糖コントロールのために大量の経口血糖降下薬あるいはインスリンが必要だった症例のほとんどで、術後速やかに（多くは数日以内）に血糖値が安定化してインスリンなどの薬剤が必要なくなることが示されています。最近報告された内科治療との効果の比較では、治療2年後の糖尿病の治癒率（薬剤等を全く使用しないでHbA1cが6.5%以下）は、内科治療0%、胃バイパス術75%でした。

＋糖尿病外科治療の効果のメカニズム

糖尿病外科治療の効果は明らかに体重が減少する以前から認められることから、体重減少に伴って二次的に起こる変化ではなく、バイパス手術自体に直接血糖をコントロールする効果があることがわかります。このメカニズムには下部小腸に多く存在するL細胞から分泌される消化管ホルモンで、膵臓のβ細胞にある受容体に作用してインスリン分泌を促進するGLP-1が強く関与していることが糖尿病のラットを用いた実験からも示されました。バイパスを伴う手術の結果、下部小腸に摂取された栄養素がより未消化な状態で流れ込むので、食事のたびにGLP-1が分泌されて、インスリンがちょうど必要なだけよく分泌されるようになるのです。

＋糖尿病外科治療の対象者は？

肥満が高度で飲み薬やインスリンを使ってもなかなか血糖値がコントロールできない方、特にその中でも合併症がどんどん進んでしまう方です。そういう方にこの手術の有効性・手術自体のリスク・

合併症（栄養吸収不全・逆流性食道炎など）・術後の食事療法・運動療法の重要性などを説明して、よく納得していただいた方が対象になります。日本糖尿病学会でもこれらの手術をどのように糖尿病の治療の中に適切に位置付けていくのかについての検討が開始されてきています。

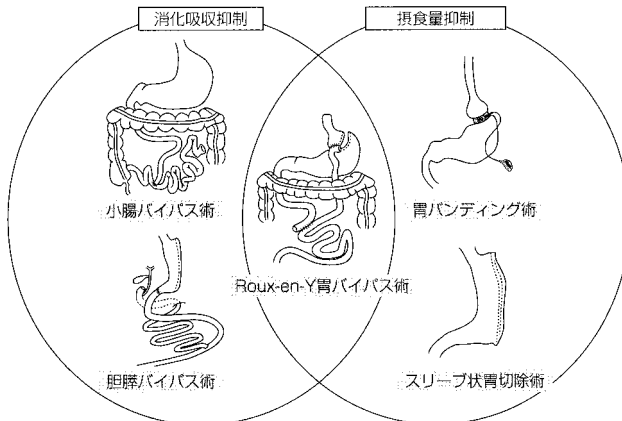


図1. 代表的な肥満外科手術



身近な情報など、お待ちしております。また、このページの掲載写真は、ご本人に差し上げますのでご連絡ください。
まちづくり推進課 ☎83-2113

農・花・まち・食を語る

景観・食育フォーラム in ひがしかぐら



12月6日、東神楽町総合福祉会館において、景観・食育フォーラムが開催されました。第1部の景観フォーラムでは林美香子さんによる講演のあと、勝亦達夫さんと内倉真裕美さんをお迎えしてのパネルディスカッションが行われ、参加者は景観によるまちづくりの話題に熱心に耳を傾けていました。第2部の食の語り場イベントでは、林美香子さん、豊島琴恵さん、山本町長によるパネルディスカッションのあと『牛肉とピーマンのみそ炒め』や『米粉パン』など東神楽町の食材を使用した料理を食べながら食を語る交流会が行われ、おいしい料理を食べながら『農・花・まち・食』についての話を花を咲かせていました。



しっかり食べて夢をこの手に

星澤幸子講演会



12月20日、総合福祉会館において、料理研究家の星澤幸子さんを講師に迎え、東神楽消費者協会の主催による消費生活セミナーが開催され、町民など約150人が参加しました。星澤さんは、講演の中で、食と体のつながり、日本人の体質にはお米が合っていることや北海道の食材の良さなどを紹介。また、昔の人はデトックスや、日頃足りていない栄養素を補うために積極的に玄米を食事に取り入れていたことも紹介し、会場からは驚きの声が出ていました。次に行われた実演では、米粉となたね油を使用した小松菜ドーナツなど3品を作りました。会場は、星澤さんの軽妙なお話で終始笑いに包まれていました。



親元離れて集団生活

通学合宿

11月26日から29日の4日間、東神楽町総合福祉会館において、通学合宿が行われ、町内の小学校2校から4～6年生の児童18名が参加しました。

この事業は、子どもたちが親元を離れて集団生活を送りながら学校に通うことで、協調性や学習習慣を身につけ、社会経験を積んでもらおうと東神楽町教育委員会が今年度から取り組んだもので、参加した子どもたちは、学校から帰ってくると宿題をこなしたあと、みんなで夕食作りを行うなど慣れない集団での生活を楽しんでいました。



年末に新鮮な海産物を

第5回東神楽オホーツクえさし味覚祭り

新米ゆめぴりかや乾麺ラーメン、なたね油などの販売も行われており、大きな荷物を抱えながら会場をあとにするお客さんの姿が多くみられました。



例年、カニやホタテ、鮭やブリなどの新鮮な枝幸の海産物が通常より格安な値段で提供されるのが魅力のこのお祭りは、今回で5回目。今回も新鮮な海産物を買いたい求めようと大勢の人で賑わいました。また、会場ではJ A東神楽による



12月14日、J A東神楽特設会場において、かこの街えさしの会主催の『東神楽オホーツクえさし味覚祭り』が開催されました。

ようこそマレーシア航空

マレーシア航空

12月10日にマレーシア航空のチャーター便が初めて旭川空港に到着しました。

首都クアラルンプールからの記念すべき第1便で到着した乗客280名を空港ロビーで『かぐらつき』がお出迎えし、乗客の親子連れなどを喜ばせました。



この第1便に搭乗していたマレーシアの旅行会社関係者は、「旭川空港は、美瑛や富良野、層雲峡などの観光スポットに近く、とても利便性が高い。来夏のチャーター便も計画しており、ぜひ実現したい」と、今後も継続して旭川空港へのチャーター便運航に意欲を示していました。





『にこにこサロン』

これっと・ぱれっとを親子のふれあいの場、友達づくりの場として開放しています。

場 これっと①・②

①【平 日】午前9時30分～11時30分

②【毎週火・木】午後2時～4時

③【毎週火・金】午後2時～4時

※1月6日(火)から実施します。 ※事業のある日は中止となります。



『子育て教育相談』

子育てや教育に関する不安・悩みの相談を受けます。あわせて、親子のふれあいの場として『わくわく広場』も開設しています。

日 16日(金)午前9時30分～11時30分

場 ぱれっと

内 上川保健所の保健師さんがお話しくれます。

1月の予定

15

7

『乳幼児健診』個

日 7日(水)12時45分～午後1時30分

場 役場庁舎

内 計測、問診、小児科診察

保健・栄養相談、子育て相談

BCG接種

持 母子手帳、子育てサポートファイル『えんじん』

『2歳遊びの教室』個

日 15日(水)午前10時～11時30分

場 これっと総合体育館

内 2歳0か月～2歳2か月児

『わくわく教室』

毎月1回楽しい事業を開催します。

日 21日(水)午前9時30分～12時30分

場 カムイの杜

内 就学前児と保護者

申 1月6日(火)～16日(金)までに、こども未来課まで

他 詳しくは『わくわく便り1月号』をご確認ください。

お問い合わせ

☐ 囲みの行事については
健康ふくし課健康グループ
☎83-5430、83-5431
その他の行事については
こども未来課
子育て支援センターぱれっと
☎83-3767

子育てコラム

『がんばってるね』のひと言がエネルギーになる

大人はよく子どもに「がんばれ」と言います。もちろん、もともと本人がやる気満々で「がんばるぞ!」と思っているときには、この言葉は大きな励みになります。

ところが、そうでないときは、「がんばりが足りない。もっとがんばらなきゃダメだ」と言われたように感じてしまうことがあります。すると、素直に受け入れられなくなります。ときには「わかってるよ!」と反抗的になってしまうこともあります。

こちらが善意で言っても、相手の精神状態によってはこういうこともあり得るわけです。つまり、「がんばれ」はリスクのある言葉なのです。

そこで、私は「がんばってるね」と

いう言葉をお勧めしたいと思います。なぜなら、「がんばってるね」と言われると、誰でもみんなうれしい気持ちになるからです。

実際、子どもも大人もみんな自分なりにがんばっています。そして、みんな自分のがんばりを認めてもらいたいと思っています。

決して誰一人としてサボってなどいません。もって生まれたものもありますし、環境の違いもあります。他人から見るとがんばっているように見えない人でも、それぞれの条件の中で、みんな一生懸命がんばっているのです。ですから、心から「がんばってるね」と言ってあげてください。

「がんばってもいない子にそんなことを言うのはおかしいか」と思う人もいるかも知れませんが、決してそんなことはありません。

「がんばってるね」と言われると、自分を肯定できるようになり、それによって「もっとできるはずだ。もっとがんばってみたい」というエネルギーがわいてくるのです。逆に、自分を否定されると、がんばるエネルギーを持ってなくなってしまうのです。



おやのちから 親野 智可等 Profile

1958年生まれ。本名、杉山桂一。公立小学校で23年間教師を務めた。現場での経験と知識を子育てに役立ててもらいたいと、メールマガジン「親力で決まる子供の将来」を発行。「具体的ですぐできるアイデアが多い」と評判になる。『親力で決まる!』(宝島社)、『ダメ!』を言わなければ子どもは伸びる』(PHP研究所)など著書多数。全国各地の小・中学校、幼稚園・保育園のP.T.A、市町村の教育講演会でも大人気。

『すくすく広場』

日 23日(金)①午前10時～11時30分、②午後2時～3時30分
 場 ぱれっと
 内 ①0～6か月、②7～12か月
 対 参加費 1組200円
 場 ※各回定員10組
 対 着替え、バスタオル(2～3枚)、飲み物
 持 1月6日(火)～16日(金)までに
 申 ことも未来課まで

『ぱれっと健康相談』

日 27日(火)午前9時30分～11時30分
 場 ぱれっと
 内 全町民
 対 血圧・体脂肪・体重測定、
 保 保健・栄養・歯科相談
 持 母子手帳、健康手帳

『これっと健康相談』

日 30日(金)午前9時30分～11時30分
 場 これっと総合体育館
 内 全町民
 対 血圧・体脂肪・体重測定、
 保 保健・栄養相談
 持 母子手帳、健康手帳

・ 30 29 28 27 ・ ・ ・ 23 ・ 21 ・ ・ ・ 16

『1歳半・3歳児健診』

日 21日(水)12時45分～午後1時40分
 場 交流プラザつつじ館
 内 ①1歳6か月～1歳8か月児
 ②3歳0か月～3歳2か月児
 計 計測、尿検査、歯科診察、
 問 問診、小児科診察、保健・栄
 養・歯科指導
 持 母子手帳、問診票、子育て
 サ ポートファイル「えんじ
 ん」、②は目と耳のアンケ
 ト および早朝尿

『よちのび広場』

日 28日(水)午前10時～11時30分
 場 これっと
 内 1歳～就学前児と保護者
 対 ゲーム遊び
 申 1月6日(火)～16日(金)までに
 ことも未来課まで

『ここにサロン★志比内』

日 29日(木)午後1時5分～2時10分
 場 志比内小学校
 内 0歳～就学前児と保護者
 対 志比内地区以外で参加され
 る方は、事前に『ぱれっと』
 までご連絡ください。

≫ ZOOM UP わたしの学校



いいだ あかね
飯田 朱音 さん
(2年生)



『ぶどうがり』

学校の行事で行ったぶどうがりの様子を描きました。おいしいぶどうを思い出しながら何度も色を重ねてつやを出しました。難しかったのは、爪の甘皮を描くことです。採るとき楽しかったのでまた、ぶどうがりに行きたいです。



いいだ かける
飯田 翔瑠 くん
(6年生)



『実験する僕』

将来は乗り物や薬の科学者になりたいとこのシーンを選びました。6時間以上かかりました。陰影をつけること、顔と手の関節部分は彫り残す部分をつけることでうまく表現ができたと思います。次は、未来の自分の姿を彫りたいです。

忠栄 小学校

まだだ、学校の周りは雪も少なく12月の寒さが感じられないこの頃です。忠栄っ子9名の子どもたちは、実り多い2学期を過ごしました。12月の学芸会では「咲きほこれ忠栄っ子！～みんなが主役」のテーマの下、9人全員が練習の成果をしっかりと出すことができました。9人によるよさこいの力強い踊りにはただただ感動するばかりでした。11月は、もちつき集会。お父さん、お母さん方にお手伝いをしていただき、無事終わることができました。この集会にはたくさんの方のみなさんに来ていただきました。餅つき、会食、そして子どもたちのまとめた学習の発表など、短い時間

ではありましたが充実した貴重な時間となりました。12月の忠栄地区敬老会では、お祝いの踊りとして、今年度最後のよさこいを発表しました。子どもたちにとっては、よさこいの集大成として、練習の成果を出し切ることができました。また、敬老会の方からもたくさん拍手をいただくことができました。他にもクリスマス、お正月などの楽しい年末年始の行事や25日間の冬休みなどがあります。12月は、1年の締めくくりとして、自分の目標はどうだったのか、夢に向かって進んでいるのかなどじっくりと振り返ることができました。3学期も感謝の気持ちを忘れず、元気いっぱいスタートです。



暮らしに役立つ情報を
皆さんのもとにお届けします

Flower Town Information

1月の情報案内板



役場
国保診療所
総合福祉会館
これっと総合体育館
ふれあい交流館
メモリアルホール
交流プラザつつじ館
大雪消防組合東消防署

83	83	83	83	83	83	83	83	83
0	2	4	3	5	2	2	2	2
1	0	6	7	4	6	4	4	1
1	8	4	4	1	6	4	4	6
9	2	6	1	3	2	2	2	2



お知らせ

心身障がい者の巡回相談を実施します

健康ふくし課ふくしグループ
平成26年度(第5回)の道立心身障害者総合相談所(札幌市)による巡回相談が、次のとおり実施されます。

相談は予約制ですので、希望される方は事前に健康ふくし課ふくしグループまでご連絡ください。

■日時 平成27年2月23日(月) 2月26日(木)午前9時～午後5時

※23日は午後のみ、26日は午前のみの実施となりますのでご注意ください。

■場所 旭川市障害者福祉センター『おびった』(旭川市宮前通東4155番地30)

■相談内容
①身体障がい者および知的障がい者の方の医学的、心理的および職能的判定など
②補装具の処方および適合判定など
③その他身体障がい者および知的障がい者の方の専門的相談など

■問い合わせ 健康ふくし課ふくしグループ(☎83-5430)まで



要介護認定を受けている方がご確認ください

健康ふくし課ふくしグループ

使用したおむつ代について、所得税法上の医療費控除を受けようとする方は、『医師が発行したおむつ使用証明書』が必要ですが、控除を受けるのが2年目以降で、次の要件すべてに該当する場合は、『広域連合長が発行する確認書』で控除を受け

ることができるとあります。

要件① 現在、要介護認定を受けている方で、認定の際の主治医意見書に所定の記載がある方

要件② 平成25年以前の確定申告の際に、『医師が発行したおむつ証明書』により、医療費控除を受けた方で、引き続き平成26年の確定申告でおむつ代の医療費控除を受ける方

【障害者控除について】
現在、介護認定を受けている方で、障害者手帳の交付を受けていない方でも、65歳以上で知的または身体に一定の障がいがあり、次の要件全てに該当する場合は、所得税法施行令の定めにより、障害者手帳等の交付に準ずる者として広域連合長の認定により、所得税等の障害者控除を受けることができる場合があります。

要件① 現在、要介護1以上の認定を受けている方

要件② 認定の際の主治医意見書または認定調査票に所定の記載がある方

■問い合わせ 健康ふくし課ふくしグループ(☎83-5403)まで

自然木を伐採しました。

建設水道課建設グループ
忠別川河川敷(17号)の自然木を伐採しました。



これは、雪堆積場の有効利用や作業効率の向上のため伐採したものです。伐採にあたっては自然環境保護の観点から必要最小限の伐採とし、貴重木については保存することとしました。皆様のご理解をお願いいたします。

詳しくは、建設水道課建設グループ(☎83-5414)まで

メモリアルホール 休館のお知らせ

蔵書点検日

1/26(月)
→1/31(土)

メモリアルホール
☎83-4646

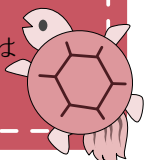
メモリアルホールでは本の点検と整理作業のため、蔵書点検期間として1月26日(月)～1月31日(土)の期間を休館させていただきます。蔵書点検期間中の本の返却は、ブックポストかふれあい交流館をご利用ください。ご迷惑をおかけしますが、よろしく申し上げます。

地域世代交流センター

これっと・ぱれっとの休館日

これっと・ぱれっとの年末年始のお休みは12月31日(水)～1月5日(月)までとなっています。

※中央児童クラブ、東聖児童クラブは1月5日(月)から運営します。





メモリアルホール

1月の新刊案内

メモリアルホール新刊

マララ (マララ・ユスフザイ)
 子どもたちの食を主人公に
 「感染症パニック」を防げ(岩田 健太郎)
 ナオミとカナコ (奥田 英朗)
 化土(けとう)記 (北原 亜以子)
 死に支度 (瀬戸内 寂聴)
 ボクはじつとできない
 (マイク&カール・ゴードン)

ふれあい交流館新刊

ブラック企業と奨学金問題(川村 遼平)
 狂信者 (江上 剛)

JA文庫新刊

相続対策の9割は遺言書で決まる
 (本田 桂子)
 楽しいJA講座 (北川 太一)
 あたたかいサラダ (坂田 阿希子)
 安産力を高める骨盤ケア (堤 人美)

このほかにも、メモリアルホールと
 ふれあい交流館にも多くの図書が入
 荷しています。ぜひお越しください。

メモリアルホールからのお知らせ

絵本を楽しむ会『おうまのおやこ』の絵
 本よみきかせ会は1月24日(土)午前10
 時30分からふれあい交流館で行います。

本との出会い



『としょかんライオン』

ミシェル・ヌードセン/作
 ケビン・ホークス/絵 福本友美子/訳
 (岩崎書店)

図書館にライオンがやって来ました。
 みんな最初はびっくりしたけれど、お
 行儀よく図書館を利用するライオンが
 大好きになりました。ところがある日、
 ライオンは、決まりを破って図書館の
 中で走り、大きな声で吠えてしまいま
 す。どうしてでしょう？決まりを守れ
 ば誰でも楽しく使える図書館。みんな
 で使う場所の決まりを守ることは、ほ
 かの人への思いやりです。でも、決ま
 りを守ることで、逆に大変なことになっ
 てしまうときはどうしたらよいでしょ
 う。決まりを守ることの意味を、優し
 く教えてくれる1冊です。

- 東聖児童クラブ：東聖ひじり
 野地区地域世代交流センター
 ぱれっと内(ひじり野南1条
 2丁目)
- 時間 放課後から午後6時30
 分まで(土曜日、休校日は午前
 8時から午後6時30分まで)
- 定員
- 中央児童クラブ：60人
 東聖児童クラブ：70人
- 保育料 月額4500円

平成27年度児童クラブ
 入会申し込みについて
 ◆こども未来課
 町では、親の就労などの事由
 により、放課後に保護者のいな
 い家庭の児童(小学校1年生
 6年生まで)を対象にした児童
 クラブを設置しています。



平成27年度・28年度 入札参加資格審査申請の受付

平成27年度および平成28年度
 の2年間において東神楽町が行
 う建設工事・測量設計等業務お
 よび物品購入等に係る入札参加
 資格審査申請を受付けます。
 この申請手続きは、東神楽町
 が発注する建設工事・測量設計

総務課

◆郵便提出可
 ◆提出先および問い合わせ先
 総務課(☎83-2112)
 まで

等業務、物品購入等に係る競争
 入札に参加を希望される方に
 ついて、あらかじめ資格の有無を
 審査するものです。
 詳しくは、東神楽町ホーム
 ページをご覧ください(1月上
 旬掲載予定)。
 ◆受付期間 1月15日(木)～2月
 13日(金)(土・日曜日、祝日は
 除く)
 ※上記期間を経過した後も、随
 時追加受付します。



スケートリンクが オープンします。

1/7(水) → 2/11(水)

※気候状況により、オープンを延
 期することがあります。

- 場 所 東聖小学校グラウンド
 - 時 間 10:00～17:00
 - 利用料 無料
- スケート靴の
 無料レンタル
 あいま



期間中の問い合わせ
 管理棟 ☎090-9757-4790

全町卓球大会

日 時 2月1日(日)
 午前9時～午後2時
 場 所 ふれあい交流館
 参加料 600円(昼食代込)当日払
 参加区分 ダブルス
 ◆男女の区別なく、小学生以上
 ◆ランクは1部(上級)～8部(初
 心者)
 ◆試合方法はブロッ
 ク(4～5組)
 によるリーグ戦
 ◆賞は各部1位、
 2位と参加賞
 ※親子・夫婦での参
 加歓迎します



◆◆申し込み◆◆
 1月26日(月)までにこれっと総合
 体育館またはふれあい交流館まで
 ※不明な点は、石田(☎83-4558)ま
 でお問い合わせください

農業委員会委員

選挙人名簿の登録申請

◆選挙管理委員会事務局

町選挙管理委員会では、農業委員会委員選挙人名簿の登録を実施します。

■対象

平成27年3月31日現在で満20歳以上の方で30アール以上の農地を耕作する方またはその同居親族で、年間60日以上耕作に従事する方

■申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、平成27年1月10日(土)までに農業委員会事務局へ提出してください。

※申請書は区長・町内会長会議または郵送で配布していただけます。転入等でお持ちでない方は、町選挙管理委員会事務局(総務課内 ☎83-2112)までお申し出ください。

犬のフンの処理は責任を持って行いましょう。

◆くらしの窓口課衛生グループ

町に寄せられる相談で最も多い内容が犬の散歩中のフンについてです。これからの季節は降雪などにより放置したフンが隠れやすくなるため、犬が散歩中にしたフンを放置する飼い主が見受けられます。フンの放置はそこで生活する人にとって非常に不快で迷惑のかかる行為です。散歩中にしたフンを処理す

ることは飼い主の責任です。自宅へ持ち帰り、燃やせるごみとして処分するなど適切な処理をしてください。また、飼育場所を清潔に保ち悪臭などが発生しないようにしましょう。

猫は室内で飼いましょう

猫の放し飼いによる苦情が多く寄せられています。猫を飼う場合は室内で飼育しましょう。ペットを飼う際には、その動物の本能や習性をよく理解し、他人に迷惑をかけないように気をつけましょう。

■問い合わせ

くらしの窓口課衛生グループ (☎83-5400) まで

弁護士による「心配ごと相談所」

◆東神楽町社会福祉協議会

社会福祉協議会では、心配ごと相談所を隔月で開設していますが、このたび、特設で専門家による相談を次のとおり実施します。毎日の暮らしにおいて、身近な問題でお困りのことなど、法的な悩み(法的なものかどうかかわからないという悩みも含めて)について、ぜひこの機会にご相談ください。相談は無料ですが予約が必要です。

希望される方は、平成27年1月23日(金)までに社会福祉協議会(☎83-5424)までご連絡ください。

■日時

平成27年1月28日(水) 午後1時～4時

■場所

役場庁舎1階 健康相談室

■その他

個人の秘密は堅く守られます。相談時間は1人30分程度とさせていただきます。

■問い合わせ

社会福祉協議会 (☎83-5424) まで

火災予防は一人一人の心掛け

◆大雪消防組合東消防署

毎年、年末年始を迎える冬の間は、空気が乾燥していることから火災が多く発生しています。火災の主な原因は、火気の取り扱いの不注意や始末であり、火災予防に対する一人一人の心掛けで防ごうことができます。次のことに注意して、火災からわが家を守り、明るい1年にしましょう。

↓いのちを守る7つのポイント↓

【3つの習慣】

- ①寝たばこは、絶対やめる
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

【4つの対策】

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する

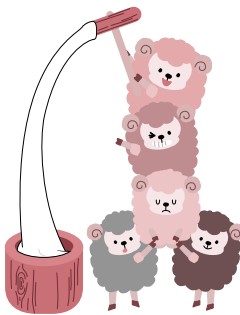
町税・各種保険料の納期限

2月2日(月) 町道民税・固定資産税・都市計画税(第4期分)
国民健康保険料・介護保険料(第7期分)
後期高齢者医療保険料(第7期分)

平成26年度町税や各種保険料の納期限は、2月2日(月)です。納期限を過ぎてから納められる場合、延滞金がかかることがありますので、納期限までに完納くださるようお願いいたします。また、病気・負傷・失業・事業の倒産などにより生活が著しく困窮した場合や災害により被害を受け納期限までに納めることが困難な場合には、税務課収納対策グループ(☎83-5404)までご相談ください。※事前に連絡をいただければ夜間の相談も受け付けています。

東神楽町森林組合からのお知らせ

- 東神楽町森林組合の事務所移設について
平成25年度4月から森林組合事務所が移設しました。移設場所は次のとおりです。
場所：東神楽町役場本庁舎2階の大会議室横
- 平成27年度森林整備・きのこの斡旋について
平成27年度に植林間伐、森林評価などの計画がある方や、シイタケ、ナメコなどの種駒菌のお申し込みは以下の通り東神楽町森林組合までお申し込みください。
きのこ類の申し込みに関り締切 平成27年1月20日(火)
担当者 東神楽町森林組合 ☎・FAX 0166-83-2234
事務局 清河 携帯 090-9756-3658



【有料広告】

消防団出初式

火災のない1年を願って

毎年恒例の消防団出初式が役場前で行われます。今年も火災には十分注意し、火災のない穏やかな一年となるよう誓い合しましょう。

1月5日(月)
午後1時30分



大雪消防組合東消防署 ☎83-0119

平成27年 新年交礼会

と き：1月8日（木）午後5時30分から
 と ころ：トレーニングセンター1階
 トレーニングルーム
 主 催：東神楽町、東神楽農業協同組合、
 東神楽町商工会
 会 費：お一人様 500円

募集します 公共施設の指定管理者

町では、次の公共施設の管理
 ※総務課



- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
 - ④お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力を制をつくる
- 問い合わせ 大雪消防組合東消防署(☎83-0119)まで

自衛官を募集します

※総務課

平成26年度自衛官候補生を募集します。

【自衛官候補生】

- 資格 日本国籍を有する18歳以上27歳未満の男子（平成27年4月1日現在）
- 受付期間 平成27年1月19日（月）まで
- 試験日 平成27年1月25日（日）・26日（月）
試験は陸上自衛隊旭川駐屯地で行います。
- 問い合わせ 自衛隊旭川地方協力本部南地区隊（☎22-0648）まで



- を担当する指定管理者を募集します。詳しくは、総務課までお問い合わせください。
- 管理施設
・子ども屋内遊戯場
- 資格
施設管理業務の能力を有する法人その他の団体
- 募集期間
平成27年1月26日（月）まで
- 申し込み・問い合わせ
総務課（☎83-2112）まで

20歳になったら 国民年金

くらしの窓口課
 戸籍グループ
 ☎83-5401

■20歳になったら国民年金に加入します
 成人の日を迎えられる皆さん、おめでとうございます。20歳になると、日本国内に住所のある全ての人が国民年金に加入しなければなりません。これは、学生の方々も例外ではありません。厚生年金や共済年金など、ほかの公的年金に加入していない人は、役場で加入の手続きを済ませましょう。

■『学生納付特例制度』『若年者納付猶予制度』について
 これらの制度は、本人および配偶者（学生の場合は本人のみ）の所得が一定額以下である場合に申請が承認されると国民年金の保険料納付が猶予される（申請は毎年度必要）というものです。承認を受けた期間は、年金を受けるための資格期間には含まれますが、老齢基礎年金の受給額の計算には算入されませんので注意が必要です。

また、承認を受けてから10年以内であれば追納することができます（3年目以降に追納する場合は、一定率を乗じた金額が加算されます）。

■基礎年金は『老齢・障害・遺族』の3種類
 国民年金には、老後の生活を保障する老齢基礎年金だけではなく、何らかの病気やケガで一定の障がい状態になった場合や、一家の働き手を亡くした場合に生活を保障する障害基礎年金、遺族基礎年金があります。いずれの基礎年金も保険料納付等の支給要件が定められていますので、保険料は忘れずに納めましょう。

平成26年度
 国民年金保険料
 月額 1万5250円

税金などの納付にかかる Q & A

- Q 1. 納付書を破損や紛失してしまった場合はどうしたら良いですか？
 A 1. 納付書を再発行しますので、まずは税務課までご連絡ください。
-
- Q 2. 北海道外で納付したい場合はどうしたら良いですか？
 A 2. 通常の納付書は道外金融機関に対応してありません。ゆうちょ銀行のみの取扱いとなりますが全国で納付可能な払込取扱票を発行しますので税務課にご相談ください。
-
- Q 3. 平日の日中は仕事等の都合で金融機関に行って納付することが出来ません。どうしたら良いですか？
 A 3. 平日夜間、土日でもゆうちょ銀行のATMから入金可能な払込取扱票を発行しますので税務課にご相談ください。
 ※ゆうちょ銀行の各本支店によってはATMが振込対応となっていない場合もありますので事前にご確認ください。

■■■問い合わせ■■■
 税務課収納対策グループ
 ☎83-5404

所得税および復興特別所得税の確定申告はe-Taxで

自宅からインターネットを利用して所得税および復興特別所得税の確定申告ができます。

e-Taxをご利用いただくメリット

○国税庁HPから電子申告

自宅や事務所などから国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、作成したデータをe-Taxを利用して送信できます（確定申告書等作成コーナーは「確定申告特集ページ」からご覧ください）。

○添付書類の提出省略

所得税および復興特別所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります）。

○還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は書面申告と比べて早期処理されます。

○24時間いつでも利用可能

確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です（ただし、メンテナンス時間を除きます）。

e-Taxをご利用いただく前に

e-Taxのご利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。電子証明書をすでに取得されている方は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期限は3年となっており、有効期限切れの場合は、新たに取得する必要があります。

もっと詳しい情報は

e-Taxホームページでは、利用開始の手続き、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。

・e-Taxに関する情報【www.e-tax.nta.go.jp】

・e-Taxの操作に関するお問い合わせは

e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ ☎0570-01-5901

・税に関する情報は国税庁HPへ【www.nta.go.jp】

旭川東税務署 ☎23-6291
国税庁HP
<http://www.nta.go.jp>

確定申告

税務課で確定申告書が提出できます

問い合わせ 税務課 ☎83-2119

平成27年1月19日（月）から3月16日（月）までの間、税務課で確定申告書を提出できます。

受付期間

○還付申告 1月19日（月）～3月16日（月）

○確定申告 2月16日（月）～3月16日（月）

※土日・祝日を除く

○受付時間 午前9時～午後5時

★2月18日（水）、19日（木）は、午後8時まで受付時間を延長します。（出入り口は役場庁舎1階ホール側です）

臨時受付会場

○開設日 2月20日（金）

○受付時間 午前9時～午後5時

○設置場所 ふれあい交流館 会議室1

★2月20日は、税務課では受付していません。

申告に必要なもの

①収入を確認できるもの（主なもの）

給与所得の源泉徴収票（原本）、公的年金等の源泉徴収票（原本）、事業所得・不動産所得のある方は収支内訳書など

②控除額の確認できるもの（主なもの）

- ・医療費控除…医療費の領収書など（病院、薬局、人ごとに整理が必要です）
- ・社会保険料控除…健康保険料の領収書・国民年金保険料控除証明書など
- ・生命保険料控除…支払額などの証明書
- ・地震保険料控除…支払額などの証明書
- ・寄附金控除…寄附の受領書
- ・障害者控除…障害者手帳

※その他の控除などについてはお問い合わせください。

③印鑑

④口座番号を確認できるもの（還付がある方）

確定申告会場が旭川北洋ビルに設置されます

問い合わせ 旭川東税務署 ☎23-6291

旭川東税務署では旭川中税務署と合同で、平成26年分所得税および復興特別所得税・個人事業者の消費税・贈与税の確定申告会場を旭川北洋ビル9階に設置します。会場にお越しの際には「前年の申告書控え」、確定申告に必要な書類および印鑑をご持参ください（前年、税務署などの申告会場でパソコンを利用して申告された方で、「確定申告のお知らせ」が届いている方はそのお知らせも持参してください）。また、確定申告書は国税庁HP【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成することができます。作成した確定申告書は、印刷して郵送などにより提出できるほか、そのままe-Tax（※）で送信することができます。（※）e-Taxの利用にあたっては、電子証明書が付与された住民基本台帳カード（ICカード）およびICカードリーダライタが必要です。

○会場 旭川北洋ビル9階（旭川市4条通9丁目）

○開設期間 平成26年2月2日（月）～3月16日（月）

（土・日・祝日を除く）

（注1）開設日が変更となっておりますので、ご注意ください

（注2）税務署の庁舎内には確定申告会場を設置していません

○申告相談時間 午前9時～午後5時

（受付は午後4時まで）

※北洋ビル駐車場（有料）および会場周辺は大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

公的年金等を受給されているみなさまへ

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

（注1）この場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには確定申告書を提出することができます。

（注2）所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

グランプリ
賞金
5万円

東神楽の景観写真コンテスト 応募締切迫る!!

2015年1月30日(金)まで



■お問い合わせ■
まちづくり推進課 ☎83-2113

任意予防接種費用の助成について

町では、今年度から日本国内で認可されている全ての任意予防接種について、費用の助成を行っております。対象年齢は一部例外を除き、中学校修了までの方。交付回数の制限はなく、**助成額は実費額の2分の1**です。また、平成26年度中に接種した予防接種については、**平成27年3月31日までに**お手続きください。

※インフルエンザワクチンについても**助成額は実費額の2分の1**です。申請期間を過ぎますと、助成出来ない場合がございますのでご注意ください。

健康らくし課健康グループ ☎83-5430

新しい年は子育てしやすいまち「花のまち東神楽」で新しい生活をはじめませんか?

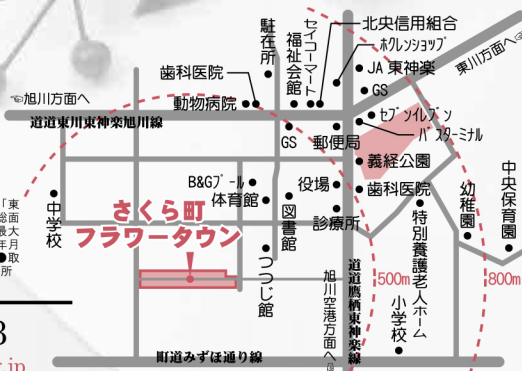
さくら町フラワータウン好評分譲中!

■1区画販売価格帯
247.61㎡(74.90坪)~ **3,819,000円~**

道内随一の人口増加率の東神楽町。暮らしと仕事の両立ができる最適な環境!
安心して子育てしやすい環境の整備を目指しています!

家族の花を育てよう

FLOWER TOWN
フラワータウン



【概要】●名称/さくら町フラワータウン●所在地/上川郡東神楽町南2条西2丁目●売主/東神楽町土地開発公社●交通機関/旭川電気軌道バス「東神楽11号」下車徒歩6分●用途地域/第1種低層住居専用地域●建ぺい率/4.0%●容積率/60%●地目/宅地●地区計画/さくら町地区計画●総面積/9518.48㎡●今回販売面積/5091.21㎡●総区画数/32区画●販売区画数/17区画●区画面積/最小247.61㎡(74.90坪)(1区画)~最大361.73㎡(109.42坪)(4区画)●価格帯/最低381.9万円(1区画)~最大558.0万円(1区画)●最多価格帯397.4万円(6区画)●工事完成年月日/平成22年11月26日●開発許可完了年月日/平成22年11月30日●開発許可年月日/平成22年9月1日●開発許可番号/上旭建指第1051号指令●取引態様/売主【都市施設】●上水道/簡易水道●下水道/分流式公共下水道●電気/電気●北海道電力●道路/前面舗装幅員9m●公園/団地内公園2箇所

□申込み・お問い合わせ

東神楽町役場まちづくり推進課内
東神楽町土地開発公社
〒071-1592 上川郡東神楽町南1条西1丁目3-2

TEL 0166-83-2113

<http://www.town.higashikagura.lg.jp>

町長コラム

花のまち随想



東神楽町長 山本 進

する自治体として認識され
ています。そして、東神楽
町としては久しぶりになる
のですが、生まれてくる子
どもの方が亡くなる方より
多い、『自然増』が達成され
る年となりました。今まで
は、転入する方が多い『社会
増』ではありましたが、亡く
なる方の方が生まれてくる
子どもも多く、いわば『自

あ
けましておめでと
うございます。平
成27年(2015
年)の新年を迎え、町民の
皆様にお慶びを申し上げます。ま
す。さて、昨年は、東神楽
町の人口も順調に増加し、
既に10200人を超えて
います。人口減少問題が日
本中で大きな問題となる中
で、数少ない人口増を達成

然減』という状態でした。し
かし、久しぶりに『自然増』
となったことは、本当に良
かったと思っています。子
どもを産み育てやすい町と
して、認められてきている
証だと思っています。
昨年、東神楽町ではさ
まざまな事業に取り組み
ることができました。各地区ご
とに地域の将来像を話し
合った『地区別まちづくり
計画』、ひじり野西公園の
ランドオープン、小学生
を鹿児島県長島町に派遣す
る事業や食育に関する事業
など、新たに取り組むこと
ができたものも多くありま
す。
今年、今までの成果を生
かしながら、子育て支援など
の事業も継続するとともに、
地域の方々が元気に活躍で
きるような事業に一生懸命
取り組みたいと思っています。
また、すでに取り組んで
いる景観計画など、花のま
ち、空港のある町の利点を生
かした事業も進めていきたく
と思っています。
今年もどうぞよろしくお
願いいたします。

EVENT CALENDAR カレンダー



【公共施設等の休業情報】

※詳細は広報12月号P16をご覧ください

施設名	休業期間
役場庁舎 町立診療所 交流プラザつつじ館 総合福祉会館 これっと・総合体育館 ふれあい交流館 メモリアルホール ばれっと	12/31 (水) ~ 1/5 (月)
スクールバス	12/31 (水) ~ 1/3 (土)

1月

日	祝日	イベント	休業	地域
1日 (木)	【元旦】		つ・メ	
2日 (金)			つ・メ	
3日 (土)				
4日 (日)			つ・メ	
5日 (月)	■消防団出初式 (P18)		つ・メ	
6日 (火)				ひ・下
7日 (水)	■東神楽幼稚園開放 (広報12月号:P25) ■スケートリンクオープン予定日 (P17) ■乳幼児健診 (P14) ■ジュニアリーダー研修会 (~9日) (広報12月号:P26)			全町
8日 (木)	■新年交礼会 (P19)			
9日 (金)				ひ・中
10日 (土)				中・上
11日 (日)	■東神楽町成人式 (広報11月号:P5)		つ	
12日 (月)	【成人の日】		つ・メ	中・上
13日 (火)				ひ・下
14日 (水)	■東神楽幼稚園開放 (広報12月号:P25)			全町
15日 (木)	■2歳遊びの教室 (P14)			
16日 (金)	■子育て教育相談 (P14)			ひ・中
17日 (土)				ひ・下
18日 (日)			つ	
19日 (月)	■還付申告受付開始 (~3/17) (P20)		メ	中・上
20日 (火)				ひ・下
21日 (水)	■わくわく教室 (P14) ■1歳半・3歳児健診 (P15)			全町
22日 (木)				
23日 (金)	■すくすく広場 (P15)			ひ・中
24日 (土)	■絵本よみかかせ会 (P17)			中・上
25日 (日)			つ	
26日 (月)	■子宮・乳がん・骨検診 (広報12月号:P24)		メ	中・上
27日 (火)	■ばれっと健康相談 (P15)		メ	ひ・下
28日 (水)	■よちのび広場 (P15) ■心配ごと相談 (P18)	メモリアルホール 蔵書点検日 1/26(月)から1/31(土) までの期間は休館と なります。詳しくは P16をご覧ください。	メ	全町
29日 (木)	■にこにこサロン★志比内 (P15)		メ	
30日 (金)	■これっと健康相談 (P15)		メ	ひ・中
31日 (土)			メ	5

休館日案内

つ 交流プラザつつじ館 × メモリアルホール

■ カレンダーの中で色分けされているのは、ごみ収集に関するものです。

- : 燃やせるごみの収集日
- : 燃やせないごみの収集日
- : 資源ごみの収集日
- ▨ : 第5土曜日の資源ごみの収集日

ひ: ひじり野全区
上: 中央・忠栄・稲荷・八千代・志比内全区
中: 中央市街地全町内会
下: 東聖全区
5: 第5土曜日資源ごみ収集実施行政区

人のうごき

平成26年11月末現在
()内は前月比 []内は前年同月比

人口	10,224 (+16) [+200]
男	4,842 (+3) [+94]
女	5,382 (+13) [+106]
世帯数	4,114 (+10) [+126]

住民基本台帳より
※住民基本台帳法の一部改正により
外国人住民が加わりました

はな・ひと・わ

今月の表紙は、新しい年の干支、羊です。広報では、人を表紙にしていることが多いので動物を表紙にすることは珍しいです。撮影場所は、秋山板金工場さんです。さて、12月20日には、星澤幸子さんによる講演会が行われ、道産食材、食べることの大切さについてお話しされました。東神楽町は『食育』に力を入れているまちです。そのまちの職員として(き)も2015年は、週1回は料理をしようと思っています。まずは、星澤さんが実演していた『たまねぎパエリア』に挑戦したいと思います。(き)



ご意見・ご感想をお寄せください

〒071-1592 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目
TEL 0166-83-2113 FAX 0166-83-4180
発行日 / 平成26年12月25日発行
発行者 / 東神楽町
編集者 / まちづくり推進課
<http://www.town.higashikagura.lg.jp>



古紙配給率100%再生紙を使用しています